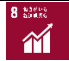



令和3年度 基本評価調書①		所管部局	水産 林務部	所管課	水産経営課	
施策名	道産水産物の国際競争力の強化			施策コード	07044	
政策体系 (中項目)	海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展			政策体系 コード	2 (5) A	
知事公約	C0102 C0110 C0133	総合戦略	A32B1 A32B2	国土強靱化	—	事務事業数 6
SDGs				総合判定	遅れている	

【1 Plan】

施策目標	北海道食の輸出拡大戦略で掲げる目標(R5までに道産水産物輸出 1100億円)達成に向け、主力品目の輸出強化、輸出先国・輸出品の拡大、衛生管理や輸出証明発行等を通じ輸出促進を図る。					
現状と課題	貿易の自由化が進む一方、コロナ禍や中国の台頭等道産水産物の輸出を巡る情勢はめまぐるしく変化しており、これらを踏まえた効果的な対策が必要。					
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタテガイ等の貝毒監視、海水・水産物の放射性物質モニタリングを行い、その結果を公表。 ・中国向け及び韓国向け活水産物の輸出証明書を発行。 ・水産加工場のHACCP取得促進のため講習会等を開催し、衛生管理の意識高揚を図る。 ・主要な輸出先国等をターゲットに、現地フェア・商談会やネット販促を実施。 					
予算額 (千円)	R 3	42,727	R 2	19,172	R 1	18,229
施策のイメージ						

〈成果指標の達成状況〉 ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載

指標名①	増加	億円	H29年度	H30年度	R元年度	最終目標(R5)	達成率	指標判定
道産水産物・水産加工品輸出額 (暦年)	目標値		—	—	—	1,100	76.5%	D
	実績値		876	937	842	—		
設定理由	「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」で掲げる目標(~R5)水準で、道内港から輸出された通関額及び道外港から輸出された通関額推計の合計。中間年の目標は設定していない。							
分析(主な取組と成果)								
<ul style="list-style-type: none"> ・貝毒や放射性物質のモニタリングやHACCP取得のための講習会実施等による輸出促進に取り組んだ。 ・中国向け及び韓国向け活水産物の輸出証明書を発行し、これら輸出の伸長をサポートした。 ・主要な輸出先国での現地フェアや、水産エコラベル取得費用の補助による輸出促進に取り組んだ。 <p>上記の取組みを行ったものの、主要な輸出水産物であるホタテについて養殖ホタテの斃死による減産、輸出単価の低下やサケマス等の全道的な水揚げの減少により、前年実績を下回った。</p>								

指標名②			R元年度	R2年度	R3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

指標名③			R元年度	R2年度	R3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	道産水産物の国際競争力の強化	施策コード	07044
---------------	-----	----------------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
	道産水産物・水産加工品輸出額（暦年）	876	937	842	-	D
目標（指標）の達成状況	R2実績値（道外港推計値）がR3年末頃判明のため不明。ただし道内港実績が新型コロナウイルスの影響などから減少（R1_538億円→R2_436億円）しており、さらなる対策が求められる。				指標総合判定	D
連携状況	北海道食の輸出拡大戦略の展開にあたり、関係部（経済部、総政部、農政部）や生産者団体等関係先と連携を図るとともに、HACCP普及推進には保福部と連携し生産海域モニタリング等を行っている。				連携判定	○
緊急性優先性	「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」では、R5までに道産水産物・水産加工品の輸出額を1100億円にすることを目標としており、緊急かつ優先度の高い施策として展開していかねばならない。				緊急性優先性判定	○
総合判定の根拠	道産水産物の輸出拡大に向けては、活水産物の輸出証明発行、HACCP取得促進講習、海外事業を展開する生産者団体への支援、現地での販促フェアなどの対策を講じてきたが、R5目標値達成の見通しは立っておらず、今後の更なる取組が不可欠。				総合判定（一次評価）	遅れている

	対応方針番号	内容
翌年度に向けた対応方針	①	輸出目標額の達成に向けて、海外事業を行う生産者団体への支援や現地商談会の実施など、輸出先国や輸出品目の拡大に向けた取組を継続する。
	②	EU向けホタテ輸出に必要な海域管理、海外での道産水産物の安全性PR、HACCP普及推進講習、活水産物の輸出証明発行など、引き続き輸出環境の整備により輸出の促進を図る。
	③	国際情勢や輸出環境に変化が生じ、それが道産水産物の輸出に影響し、又は影響が強く懸念される状況となった場合、必要な措置を講じる。

〈二次政策評価〉

前年度二次評価意見	-	対応状況 (R3.3時点)	-
R3年度二次政策評価	北海道食の輸出拡大戦略で掲げる数値目標達成に向け、食の輸出拡大戦略推進本部と連携し、道産食品の国際競争力の強化の取組の一層の推進を検討すること。		

【3 Action】

二次政策評価への対応	海外事業を行う生産者団体への支援及びアメリカでのPRフェアの継続とともに、新たに中国での活貝展示商談会、中国・香港での加工品商談会及びカレイ類製品開発を実施し、関係部との連携・役割分担により輸出促進や数値目標達成を図る。
R4施策の方向性	輸出拡大に向け、生産者団体が行う海外プロモーションへの支援や、現地量販店等で行う道産水産物フェアの対象国追加、米国におけるカレイ製品開発、中国・香港での水産加工品を商材とした商談会の実施により商流構築を促進する。 活水産物の中国・韓国への輸出増に対応するため、輸出証明発行体制の拡充（会計年度職員増）を図る。